

持続可能な上下水道事業の運営に向けて 上下水道料金の改定を検討しています

市の上下水道事業は、地方公営企業として市民の皆さんからいただく上下水道料金で運営費の多くを賄っています。しかし、上下水道施設の維持管理には多額の費用がかかるため、料金収入だけではすべての経費を賄いきれません。将来にわたって事業を継続して運営していくためには、上下水道料金の見直しが必要となっています。

問合せ▶ 仙北市上下水道課（角館庁舎） ☎ 43-2296

地方公営企業とは

地方公営企業とは、地方公共団体が一般的な行政活動のほかに、水の供給や医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する事業活動を行うために経営する企業活動のことです。代表的なものが、水道事業、下水道事業、病院事業などです。

地方公営企業は、**企業性（経済性）の発揮と公共の福祉の増進を**経営の基本原則とするものであり、**その経営に要する経費は経営に伴う収入（料金）をもって充てる独立採算制が原則**となっています。そのため、一般会計とは区別された特別会計を事業ごとに設置し、予算や決算が組まれています。

また、地方公営企業法では、その性質的に公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や、収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金などの方法により一般会計が負担するものとされています。この経費負担原則については、毎年度「繰出基準」として総務省より通知されています。

公営企業の現状

■ **料金収入の減少**
急速な人口減少によるサービス需要の減少に伴い、料金収入が減少しています。

■ **投資額の増大**
高度経済成長期以降に整備された施設などの老朽化に伴い、施設の最適化を図りつつ実施すべき更新、耐震化、ダウンサイジング、近年大規模化して頻発する自然災害への対策などのため、投資の増大が見込まれています。

こうした大きな経営環境の変化だけではなく、経費負担原則にもとづき、繰出金を負担している一般会計についても、厳しい財政状況にあります。また、国においても財政状況が厳しく、上・下水道事業など公営企業のハード整備を促進してきた公共事業費は縮減しています。

将来にわたって持続可能な経営をしていくためには**財源の確保が重要**であり、そのために**適正な料金水準を設定する必要がある**とあります。

料金改定の検討

● **水道事業では…**
適正な水道料金の改定に向けて、各地区の市民の代表者などで構成されている「仙北市水道運営審議会」へ令和4年1月に諮問し、現在も慎重な審議を継続しています。

● **下水道事業では…**
適正な下水道使用料へと見直すため、学識経験者や市民の中から委嘱を受けた委員の皆さんで構成される「仙北市下水道使用料等検討委員会」へ令和3年11月に諮問し、現在も慎重な審議を継続しています。



現行料金 1か月あたり 20m使用	
水道料金<口径13mm>	3,795円
下水道使用料<集排含む>	2,750円



水道事業の今後

施設や管路の多くが更新時期を迎え、アセットマネジメントの取組として策定された仙北市基本計画によれば、毎年約3億7千万円程度となる多額の更新費用が見込まれています。

このような中、職員数の減少や業務委託の推進などの経費削減策を実施してきましたが、現行料金のままでは経営状況が更に悪化し、赤字や財源不足が生じ、安定した経営が困難となること予想されます。そのため、計画している建設改良工事の実施が難しい見通しとなっています。

下水道事業の今後

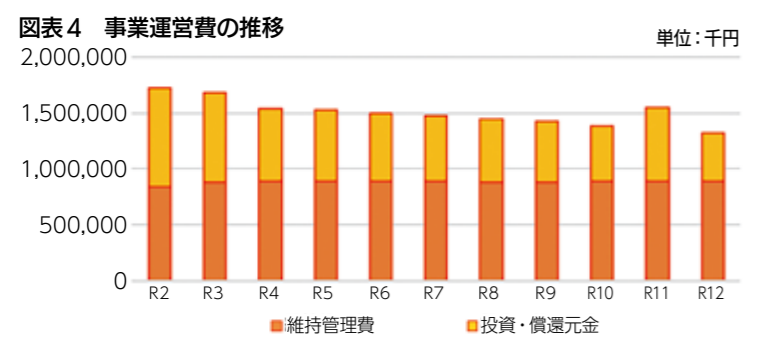
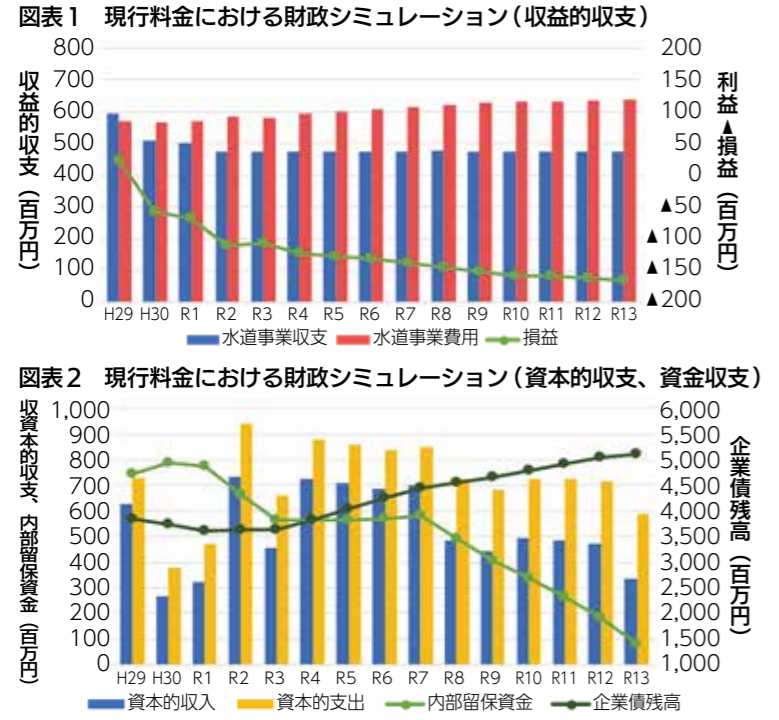
下水道施設の整備資金である地方債（借金）の元利償還金が経営に大きな負担となっているうえ、人口減少などにより使用料収入も減少しており、事業経営は厳しい状況です。

現在、財源の不足分については一般会計からの繰出金により補填されていますが、このままの状態では下水道事業を継続すると、将来的に事業が持続不可能な状態に陥り、持続的に安定したサービスを提供することが困難となること予想されます。

料金のあり方

地方公営企業法 第21条（料金）
地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、公正妥当なものなればならず、かつ、**能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。**



◆ **総務省通知により** ◆

- 水道料金については、原価主義の原則にもとづき、更新財源や災害対策等に要する経費を適切に確保するとともに、利用者間や世代間の負担の公平性に配慮した料金体系を整備する必要があるとされています。
- 下水道事業については、最低限行うべき経営努力として使用料【月3,000円/20m】が前提とされています。また、使用料が低い水準にとどまり、使用料で賄うべき経費を一般会計からの繰入等により賄っている団体にあたっては、早急に変更の適正化に取り組むこととされています。